

「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」に
ご意見をお寄せください

市民利用施設の使用料については、昭和 58 年度以降統一的な改定を行っていないため、平成 22 年 3 月に策定した「仙台市行財政改革プラン 2010」において受益と負担の適正化を図る観点から見直しを行うこととし、検討を進めています。

その後、東日本大震災の発生により実施を見送っていましたが、このたび、今後の使用料見直しの基本的な考え方についての案をまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

1. ご意見の募集期間

平成 27 年 11 月 24 日（火）から 12 月 22 日（火）まで ※必着

2. 資料の閲覧・配布

この資料は、仙台市本庁舎 1 階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所総合案内、総合支所、各市民利用施設で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

3. ご意見の提出方法

任意の様式に、ご意見、住所、氏名を記入して、郵送、FAX 又は E メールでご提出ください。市ホームページの電子申請システム（トップページ右側の「パブリックコメント」のバナーからリンク）でもご提出いただけます。

4. ご意見の提出先

【郵送】〒980-8671（住所記入不要）仙台市財政局財政課

【FAX】022-262-6709

【Eメール】zai003010@city.sendai.jp

5. その他

- (1) 提出いただいたご意見は、その対応状況と合わせて、市ホームページなどで紹介させていただく場合があります。（意見提出者の個人情報は一切公表しません）
- (2) ご意見に対する個別の回答は行いません。

問合せ先

仙台市財政局財政課 電話：022-214-8111, 8112